

# 園内での撮影申請について

アメニス東部地区グループ

いつも都立公園をご利用ありがとうございます。

園内での撮影にあたっては、撮影趣旨・企画内容が許可を得られるものかどうか下記事項を確認の上、お申込みください。なお、公園規則等に違反した場合は撮影を中断させていただきますので、ご了承ください。

## 1) 撮影時間など

- ①撮影時間 9時～17時
- ②撮影可能日 土・日・祝日・年末年始（12/29から1/3）を除く毎日  
（施設の状況等により許可できない場合があります）

## 2) 禁止事項 ※公園は一般利用者の利用が優先されます

- ①園内の各施設の形状変更を伴うもの
- ②重量物などの場所を占拠する仮設物の設置
- ③花火・爆竹・バーベキューなど火を用いるもの
- ④大音響（アンプ・スピーカー・楽器等）や閃光等を発する装置・道具の使用。
- ⑤釣りなど魚介類、植物の採取するもの
- ⑥犬の放し飼いを伴うもの
- ⑦暴力・乱闘シーン・ヌード・過度のラブシーン
- ⑧車の走行シーン
- ⑨通行規制など一般のお客様にご迷惑のかかる行為
- ⑩公園の管理運営及びイメージを損なう行為
- ⑪その他、東京都立公園条例に反する内容など公園管理上支障があると認められるもの

## 3) 撮影までの手続き

- ①原則として撮影予定日の2週間前までに電話連絡の上、企画書（その他シナリオ・コンテなど）および撮影希望箇所を明記した図面を各公園サービスセンターへ提出してください。（提出はファックス可）
- ②撮影の内容・ロケの動態等を確認させていただき、撮影の可否を決定させていただきます。
- ③撮影当日は撮影許可証を発行し占用料の支払手続きを行いますので、企画書を必ず持参の上、撮影前にサービスセンターにお越しください。

## 4) 料金（占用料／2019年4月1日現在）

写真撮影・録音	30㎡以下	100円／1時間
	30㎡超100㎡以下	400円／1時間
	100㎡超	800円／1時間
映画・テレビ ビデオ撮影	1500㎡以下	6,400円／1時間
	1500㎡超3000㎡以下	12,800円／1時間
	3000㎡超	19,200円／1時間

## 5) その他

- ・中川公園のA地区での撮影はできません。
- ・公園施設を汚損・破壊した場合は、サービスセンターに報告するとともにスタッフ立会いのもと現状復旧するようお願いいたします。
- ・一般来園者の事故防止には、最大限の注意を払ってください。万トラブルが発生した場合には、責任をもって解決してください。
- ・車両は指定された駐車場に駐車してください。駐車場の無い公園・機材の搬入・搬出につきましては、サービスセンターにご相談ください。

アメニス東部地区グループ（東京都都立公園都市部・東部グループ指定管理者）

- 猿江恩賜公園サービスセンター TEL：03-3631-9732 FAX：03-3631-9738
- 亀戸中央公園サービスセンター TEL：03-3636-2558 FAX：03-3636-2575
- 大島小松川公園サービスセンター TEL：03-3636-9365 FAX：03-3636-9365
- 東綾瀬公園サービスセンター TEL：03-3605-0005 FAX：03-3605-0046
- 尾久の原公園サービスセンター TEL：03-3819-8838 FAX：03-3819-8854

※宇喜田公園は大島小松川公園サービスセンターへ、中川公園は東綾瀬公園サービスセンターへお問い合わせください。

令和 年 月 日

公園サービスセンター殿

住所

申請者（法人・団体名）

担当者

電話

FAX

## 撮影企画書（事前調査票）

種別	①写真撮影 ②映画 ③ビデオ ④テレビ ⑤その他（ ） (いづれかを○で囲んでください。)
日時	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (時間) 予備日： 令和 年 月 日 (曜日)
場所	公園 広場
使用面積	縦 _____ m × 横 _____ m = _____ m <sup>2</sup>
撮影内容	※具体的に記入してください。参考資料等がありましたら添付してください。
持ち込み 機材・道具	VTR 台 写真機 台 三脚 台 モニター 台 レフ版 ( _____ cm × _____ cm) その他 _____
人数	カメラマン 名 モデル 名 出演者 名 スタッフ 名 その他 名 計 _____ 名
番組・出版物名	
放映日・発売日	令和 年 月 日
当日責任者	氏名 _____ 連絡先（携帯） _____

### 【サービスセンター記載欄】

承認日 令和 年 月 日 承認者 \_\_\_\_\_

備考

※送信後必ず確認の電話をお願いします。  
この用紙は申請書ではございません。別途申請手続きが必要です。